［略］

（※）ＡＰＥＣ　ＣＢＰＲシステムは、事業者のＡＰＥＣプライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。ＡＰＥＣの参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国・地域がアカウンタビリティ・エージェントを登録する。このアカウンタビリティ・エージェントが、事業者の申請に基づき、当該事業者のＡＰＥＣプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。我が国は、ＡＰＥＣ　ＣＢＰＲシステムの参加国である。

また、グローバルＣＢＰＲシステムは、事業者のグローバルＣＢＰＲプライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。本制度への参加を認められた国・地域がアカウンタビリティ・エージェントを登録する。このアカウンタビリティ・エージェントが、事業者の申請に基づき、当該事業者のグローバルＣＢＰＲプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。我が国は、グローバルＣＢＰＲシステムの参加国である。

４－２　法第４章第２節の規定の趣旨に沿った措置（規則第16条第１号関係）

［略］

「法第４章第２節の規定の趣旨に沿った措置」については、外国にある第三者により個人データが取り扱われる場合においても、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図るという観点に加え、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）におけるプライバシーガイドライン、ＡＰＥＣプライバシーフレームワーク及びグローバルＣＢＰＲフレームワークといった国際的な枠組みの基準も踏まえた国際的な整合性も勘案する。

［略］

［４－２－１～４－２－20　略］

４－３　個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること（規則第16条第２号関係）

［略］

これには、提供先の外国にある第三者が、ＡＰＥＣ　ＣＢＰＲシステム又はグローバルＣＢＰＲシステムの認証を取得していることが該当する。なお、個人データを提供する者がＣＢＰＲの認証を取得している場合については、４－１（適切かつ合理的な方法）を参照のこと。

５　同意取得時の情報提供

［略］

５－１　［略］

５－２　提供すべき情報（規則第17条第２項関係）

［略］

⑴　［略］

⑵　「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」（規則第17条第２項第２号関係）

①　［略］

②　「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」

［略］

ｱ　［略］

［同左］

（※）ＡＰＥＣ　ＣＢＰＲシステム

事業者のＡＰＥＣプライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。ＡＰＥＣの参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国がアカウンタビリティエージェント（ＡＡ）を登録する。このＡＡが事業者について、その申請に基づきＡＰＥＣプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。

４－２　法第４章第２節の規定の趣旨に沿った措置（規則第16条第１号関係）

［同左］

「法第４章第２節の規定の趣旨に沿った措置」については、外国にある第三者により個人データが取り扱われる場合においても、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図るという観点に加え、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）におけるプライバシーガイドラインやＡＰＥＣにおけるプライバシーフレームワークといった国際的な枠組みの基準も踏まえた国際的な整合性も勘案する。

［同左］

［４－２－１～４－２－20　同左］

４－３　個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること（規則第16条第２号関係）

［同左］

これには、提供先の外国にある第三者が、ＡＰＥＣのＣＢＰＲシステムの認証を取得していることが該当する。なお、個人データを提供する者がＣＢＰＲの認証を取得している場合については、４－１（適切かつ合理的な方法）を参照のこと。

５　同意取得時の情報提供

［同左］

５－１　［同左］

５－２　提供すべき情報（規則第17条第２項関係）

［同左］

⑴　［略］

⑵　「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」（規則第17条第２項第２号関係）

①　［同左］

②　「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」

［同左］

ｱ　［同左］